<u>この申立書の写しは,法律の定めるところにより,申立ての内容を知らせるため,相手方に送付されます。</u>

		受付印	調係 家事 審判	申立書	事件名(財産:	分与)
			(この欄に申立て	1 件あたり収入	印紙 1 , 2 0 0 円	分を貼って	ください。)
収 入 E		円円			(貼った印紙	に押印しな	いでください。)
平成	旭川	家 庭 裁 判 所 御 中 月 日	申 立 人 (又は法定代理人など) の記名押印				印
添 付 書		のために必要な場合に	は,追加書類の提出をお	願いすることが	があります。)		準 口 頭
		(戸籍の添付が必要と	とされていない申立ての場	合は , 記入する娘	必要はありません。)	
申	本 籍		都 道				
立	住所		府 県		(方)
人	フリガナ 氏 名				大正 昭和 平成	年	月 日生歳)
相	本籍	(戸籍の添付が必要と	されていない申立ての場合	合は,記入する必	,)	אניו /
18	(国籍)		都道				
手	住 所		府 県		. (方)
方	フリガナ 氏 名				大正 昭和 平成	年	月 日生

(注)太枠の中だけ記入してください。

申	立	の	趣	旨
---	---	---	---	---

相手方は申立人に対し / 申立人は相手方に対し 財産分与として相当額を支払うとの調停を求めます。

	申立ての理由	
1	相手方と結婚した日 平成 年 月 日 相手方と別居した日 平成 年 月 日 相手方と離婚した日 平成 年 月 日	
2 《	婚姻中に夫婦で協力して得た財産は,別紙財産目録記載のとおりです。 引るために次のような協力をしました。(複数回答可) 資金を提供した。 稼働し収入を得た。 主婦として家計を支 その他(
3	次のとおり財産分与を求めます。 金銭の分与を求める。(金円) 下記の財産の分与を求める。 (別紙財産目録 記載例の不動産の場合は 2-1)	
4	財産分与に関する取り決め ある ない (具体的な内容)	
	U 以	上

財産目録

1 現金・預貯金・株券等

番号	金 融 機 関 名 (本支店名も記入)	種類	口座番号	金額	名義
1-1	(記載例) 銀行 支店	普通	12345	1,000,000 円	相手方
1-1				円	
1-2				円	
1-3				円	
1-4				円	

2 土地・建物

番号	所在地・地番	地目・種類	固定資産語	名義	
2-1	(記載例) 旭川市花咲町4丁目	万	円	相手方	
2-1				円	
2-2				田	
2-3				円	
2-4				円	

3 保険(生命保険・損害保険・学資保険等)

番号	保険会社名	種類	保険証券番号	保険金額	名義
3-1				円	
3-2				円	
3-3				円	
3-4				円	

4 負債(住宅ローン等)

番号	種類・債権者氏名等	債務額	名義
4-1		円	
4-2		円	

5 その他(自動車等)

番号	品目	金額	名義
5-1		円	
5-2		円	
5-3		円	

欄が不足する場合は4頁目に記載して下さい。

財産目録

6 その他

番号	品目	金額	名義
6-1		円	
6-2		円	
6-3		円	
6-4		円	
6-5		円	
6-6		円	
6-7		円	
6-8		円	
6-9		円	
6-10		円	

進行に関する照会回答書

これは調停進行の参考のためにうかがうものです。 これは相手に送付されませんし,相手に見られることはありません。

参考に都合の悪い 曜日・希望の曜日 を記入してくださ い	申ュ	人立	、が	希望	望す (ا ا ا	曜日曜日]	午前 午前日	〕・ 〕・]を	午後 午後 除く	· •	1	相手相手	方	が希	望	す [、] (報 る報 は と	望日 望日 生・F	<u>'</u> ∃•‡	午 午 行祝E	前・ うをない	午 除	
			∄	裁判	l 所	と名	3乗	つて	連	絡											つ て	て連	絡		
あなたと相手の電	自宅	()					<u> </u>	J	不	可	自	宅 ())					Ē	ī j		不可
話番号を記入して ください(平日の 早間に確実に連絡	携帯	()					<u>-</u>	J	不	可	携	帯 ())					Ē	ij	;	不可
昼間に確実に連絡 を取れる電話番号 を一つ以上記入し	職場 (社	(名)					ㅁ	J	不	可)		場 (社名	•))					Ē	ग	:	不可)
てください)	そのイ	也 ()				<u>-</u>	J	不	可	そ(の他	2 ()					Ē	ij	:	不可
あなたの連絡先に ついて記入してく ださい	1				載の 申立				る理	曲	:	相	手に	:秘[匿し	たし	۱,		転	居し	った	た	め)		
相 手 の 暴 力 に つ い て 記 入 て く だ さ い 。	相 相 配ま	あ(手怒そ 手あな 偶しは 立	る の鳴の はるい 者たい て	な暴る他 裁(暴か(を	1力。(判力。平し	にはいいったが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	きょう きょう きょう からの なり きょう きょう こうしょう きょうしき かいき かいき かいき かいき かいき かいしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かいき	ぱまりを 15帚 す 手 へいっぱ投 暴じ分 る お	いっこと こうこう こうしゅう けいこう カのか 保 月 聞	しなる を際ら 護 き	た た内。 ふにな 命 日 しき	 6 で 図 	はずる うる) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下か・	の。蹴 性裁 て 護	記るは判(命	載は あ所 D ハ 令	は 7 り内 / い は	要 凶 まで 方 え 出	器 すも 上 <i>の</i>	を かあ 申	持 [・] 。 る ^コ 立	。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、)	す。) をし
裁判所に特に配慮 を求める事項があ りますか。		なあ	いる	(以	下1	こ酉	己慮	を	求	め	3 p	內 容	子を	記	入	U	て	<	だ;	さ (ll.	,)	

平成	年	月	日	氏名	ED
1 1-70					